

○文学部コミュニケーション学科 公認心理師国家試験受験資格取得に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、文学部コミュニケーション学科（以下「本学科」という。）における「公認心理師国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（公認心理師国家試験受験資格）

第2条 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）及び公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学において、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業し、かつ、大学院において施行規則第2条で定める科目を修めて修了した者その他施行規則第4条第1項で定める者
- (2) 大学において、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業した者その他施行規則第4条第2項で定める者であって、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者

（指定科目の履修）

第3条 本学科において、施行規則第1条で定める科目（以下「指定科目」という。）を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（演習実習科目の履修条件）

第4条 指定科目のうち、心理演習を履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、心理学概論Ⅰ、臨床心理学概論、心理学研究法、心理学統計法、心理学実験Ⅰ、学習・言語心理学、感情・人格心理学、社会・集団・家族心理学、発達心理学、障害者・障害児心理学、福祉心理学、教育・学校心理学、司法・犯罪心理学、産業・組織心理学を修得し、担当教員による履修登録前の事前審査で認められなければならない。

2 心理実習を履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、公認心理師の職責、知覚・認知心理学、神経・生理心理学、心理的アセスメント、心理学的支援法、健康・医療心理学、人体の構造と機能及び疾病、精神疾患とその治療、関係行政論、心理演習を修得し、担当教員による履修登録前の事前審査で認められなければならない。

3 心理演習、心理実習の履修者数は、1学年15名以内とする。

4 心理実習を履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

5 事前指導において、担当教員が心理実習を行うことが不適切と判断した場合は、心理実習を中止することがある。

6 心理演習、心理実習は、特別の事情のない限り、再履修を認めない。

（内規の改廃）

第5条 この内規の改廃は、皇學館大学教務委員会の議を経て全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 本内規第3条及び第4条の「臨床心理学概論」「学習・言語心理学」「発達心理学」について、令

和4年度以前の入学生においては、それぞれ「臨床心理学概論Ⅰ」「学習・言語心理学Ⅰ」「発達心理学Ⅰ」に読み替える。

別表（第3条第1項関係） 指定科目

公認心理師法施行規則に規定する科目	本学開設授業科目	必修単位数	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論Ⅰ	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	
心理学実験	心理学実験Ⅰ	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	
発達心理学	発達心理学	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	
福祉心理学	福祉心理学	2	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習	2	
心理実習	心理実習	2	80時間以上